



内閣府

令和 7 年 6 月 1 3 日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

標記については、本日（13日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

記

1. 趣旨

我が国は、平成23年11月から、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）に司令部要員として自衛官を派遣しています。現在、陸上自衛官4名が、首都ジュバにおいて、兵站、情報、施設、航空運用の各業務に関する企画・調整等を実施しています（なお、平成24年1月から平成29年5月まで陸上自衛隊の施設部隊を派遣しました。）。

今般、国連安保理は、本年4月30日に、活動期間を同年5月9日まで延長する安保理決議第2778号を採択し、同月8日には、活動期間を令和8年4月30日まで延長する安保理決議第2779号を採択しました。また、令和6年5月に追加派遣した2名（人事・評価・訓練担当の副参謀長及び補佐官）は、国連事務局の方針として派遣国を原則1年毎に選考により交代させるポストであるため、1年で任務を終えて帰国しました。なお、後任の自衛官は派遣していません。さらに、情報幕僚の業務として、従来からあったデータベースの保守管理業務に加えて、情報の分析の業務を追加することとしました。

UNMISは、現在、我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOであり、国連による平和のための努力への関与を継続する観点から、要員派遣は重要です。

本日の閣議において、上記の意義等を踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、以下のとおり決定されました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、本日、国会に報告いたします。

2. 変更内容

（1）派遣期間の延長

- ・ 現行実施計画の派遣期間：令和7年6月30日まで
- ・ 延長後の派遣期間：令和8年6月30日まで

（2）国際平和協力隊の規模等に係る規定の整備

- ・司令部要員が2名帰国したため、規模及び構成を整備

(3) 国際平和協力業務の変更

- ・人事及び教育訓練に関する企画及び調整に係る業務を削除
- ・情報の現行業務に加え、情報の分析の業務を追加